諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和７年８月２６日（令和７年（行情）諮問第９６８号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７３５号）
事件名：特定事業場に係る災害調査復命書等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

「災害調査復命書」及び「添付資料」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年５月２日付け大開第７－３－１号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

個人情報などが開示出来ない事は理解するが、どのような指導や改善策・再発防止対策や処置がとられているか？をしりたい

弊社が劣悪な環境での業務を虐げられる中で、スタッフの生命の危険を危惧し訴えかけるも、聞く耳すらもたない「特定事業所」に大きな疑問を感じている為

第３　諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による修正部分を反映済み。）。

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和７年４月７日付け（同月９日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、「特定グループが運営している特定事業所（特定住所）において、令和元年特定月に発生した死亡事故（特定症状）における特定労働基準監督署が調査、対応、指導、改善策、改善の確認等を行ったことが分かる文書、資料（安全衛生関係）」（以下「本件請求文書」という。）に係る開示請求を行った。

（２）これに対して、処分庁が、令和７年５月２日付け大開第７－３－１号により一部開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同月２６日付け（同月２８日受付）で本件審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、対象文書の一部は原処分を維持した上で、その余の部分は、新たに開示することが妥当と考えられる。

３　理由

（１）本件対象文書の特定について

特定労働基準監督署において探索を行ったところ、特定年に特定事業場に対して行った安全衛生指導等の記録が認められた。

これらの災害調査復命書及びその添付資料を本件対象文書として特定した。

（２）不開示情報該当性について

本件対象文書について、不開示部分ごとの不開示情報等は以下のとおりである。

ア　災害の概要について

特定住所に所在する「特定事業所」にて、令和元年特定月日に、労働者が着ぐるみを着て屋外でダンスの練習をした後、特定症状を発症し、死亡に至った災害が発生し、所轄労働基準監督署にて災害調査を実施した。

イ　「安全衛生管理体制」欄及び「（５）組織体制」について

「安全衛生管理体制」欄及び「（５）組織体制」には、対象事業場から聞き取りを行った内容で、当該事業場の内部管理などに関する情報及び個人に係る情報が含まれていることから、法５条１号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。また、同条２号ロにも該当するため、原処分を維持することが妥当である。

ウ　「被災状況」欄、「面接者職氏名」欄及び「３　被災者概要」

「被災状況」欄及び「面接者職氏名」欄には、個人の氏名、役職、就労についての情報等が記載されており、法５条１号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持することが妥当である。

エ　「２　再発防止対策」、「違反条項」欄、「措置」欄、「調査官の意見および参考事項」欄、「備考」欄及び「別紙」について

「２　再発防止対策」、「違反条項」欄、「措置」欄、「調査官の意見および参考事項」欄、「備考」欄及び「別紙」には、法令違反の基準や、監督指導や安全衛生指導を実施する際の具体的な確認事項、措置内容、指導事項に係る情報が記載されている。そのため、これら情報が開示された場合には、災害発生を契機とした労働基準監督署の

立ち入りに際し、事業者が指導や法違反の指摘を避けるために虚偽の内容を報告することや、事実の隠蔽を行うことなどにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ若しくはその発見を困難にし、労働基準行政の行う安全衛生指導業務、検査という性格を持つ監督指導業務その他事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条４号並びに同条６号柱書き及びイの不開示情報に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

オ　添付写真第１号ないし第１５号の不開示部分について

添付写真第１号ないし第１５号については、基本的に新たに開示としつつも、個人の顔等が写り込んでいる部分については、特定の個人を識別出来る情報であり、法５条１号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持することが妥当である。

また、添付写真第１２号については、冷蔵庫やロッカーに書類や写真が貼られており、法人に関する情報が含まれており、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記載されていることから、法５条２号イに該当する。

カ　その他新たに開示する部分について

上記アないしオ以外の部分については、事業の種類および事業の概要、法人代表者職氏名、所定労働時間、労働者数、災害発生状況、災害発生原因が記載されている。事業の種類および事業の概要、法人代表者職氏名、所定労働時間、労働者数は、インターネットや登記情報等で広く公開されているものであり、公知の情報であるため、不開示すべき情報には、該当しない。また、災害発生状況や災害発生原因は、災害調査によって判明した客観的な事実関係を記載したものであり、行政機関としての処理基準やノウハウが含まれた情報ではないことから、内容が公開されることによって、労働基準行政の行う安全衛生指導業務、検査という性格を持つ監督指導業務その他適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

したがって、これらの情報は、不開示情報のいずれにも該当しないことから、新たに開示することが妥当である。

（３）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「個人情報などが開示出来ない事は理解するが、どのような指導や改善策、再発防止対策や処置がとられているかを知りたい」と主張し、また、「弊社が劣悪な環境での業務を虐げられている中で、スタッフの生命の危険を危惧し訴えかけるも、

聞く耳すら持たない「特定事業所」に大きな疑問を感じている」と申し立てているが、行政文書については、法５条にて原則開示としているが、同法５条１号ないし同条６号ホに該当する場合は、不開示としている。

４　結論

よって、本件審査請求については、上記３（２）アないし同オより、対象文書の一部については原処分を維持した上で、その余の部分は、法５条に規定されている不開示情報のいずれにも該当しないことから、新たに開示することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年８月２６日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年９月８日　　審議
④　令和８年９月１４日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤　同月２３日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑥　同年１０月２６日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、２号イ及び６号イに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書（上記第２の２）において、不開示部分の一部（不開示部分のうち、法５条１号に該当する部分を除く部分。以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解され、諮問庁は、本件不開示部分のうち、一部（上記第３の３（２）カに掲げる部分）を新たに開示し、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、不開示理由を法５条２号イ及びロ、４号並びに６号柱書き及びイに追加・変更した上で、不開示を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）法５条２号イ該当性

災害調査復命書の添付資料である特定労働基準監督署の担当官が災害現場を撮影した写真（添付写真第１２号の一部）は、特定労働基準監督署の担当官が災害調査を実施したことにより判明した特定事業所に関する内部情報であり、これを公にすると、取引関係や人材確保等の面において、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条２号イに該当し、不開示とすること

が妥当である。

（２）法５条６号イ該当性

災害調査復命書の「２　再発防止対策」、「違反条項」欄、「措置」欄、「調査官の意見および参考事項」欄、「備考」欄及び「別紙」には、本件労働災害について、再発防止対策、違反条項、特定労働基準監督署の判断等が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、特定事業所を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労働基準監督機関の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、又は特定労働基準監督署の調査手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条６号イに該当し、同条４号及び６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号、２号イ及び６号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条２号イ及びロ、４号並びに６号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条２号イ及び６号イに該当すると認められるので、同条４号及び６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美恵子